

改定後	改定前
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 包括代理人および店子は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u></p> <p><u>本規約を包括代理人および店子が締結したまたは包括代理人および店子がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、包括代理人および店子に対して適用のある一切の法令、包括代理人および店子の定款その他の社内規則に抵触せず、当該各当事者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u></p> <p><u>本規約は、これを締結した包括代理人および店子につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、現在債務超過ではなく、包括代理人および店子が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、包括代理人および店子の知りうる</u></p>	

限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと

(6)提供情報の正確性

包括代理人および店子は、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること

2. 包括代理人および店子は、当社に対し本規約締結にあたり、包括代理人および店子（包括代理人および店子の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または(1)の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても包括代理人および店子が暴力団員等または(1)の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、包括代理人および店子の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより包括代理人または店子に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切包括代理人または店子の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を包括代理人およ

<p><u>び店子（包括代理人および店子の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとしします。</u></p> <p><u>(1)①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(2)①暴力的な要求行為</u></p> <p><u>②法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤換金を目的とする商品の販売行為</u></p> <p><u>⑥合理的な理由なく、包括代理人および店子（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用する、本規約にかかる信用販売行為</u></p> <p><u>⑦その他①ないし⑥に準ずる行為</u></p>	
第4条（確認事項）	第3条（確認事項）
第5条（店子の範囲）	第4条（店子の範囲）
第6条（加盟店契約の代理）	第5条（加盟店契約の代理）
第7条（nanaco 端末）	第6条（nanaco 端末）
第8条（nanaco 取引）	第7条（nanaco 取引）
第9条（取引の留保）	第8条（取引の留保）

<p>1. (略)</p> <p><u>(4)データ内容の正当性に疑義がある取引</u></p> <p><u>(5)その他、本規約の各規定に反する取引</u></p> <p><u>(6)別途当社が定める商品および商材に係る取引</u></p> <p>2. 当社が <u>nanaco</u> 電子マネー取引または当該取引に係る決済端末から当社に移転された <u>nanaco</u> 電子マネーについて第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力するものとし、そのうえで、当社は当該調査が完了するまで当該取引に係る電子マネー取引精算金の支払いを留保することができ、また、当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとし</u>ます。</p>	<p>1. (略)</p> <p><u>(4)その他、本規約の各規定に反する取引</u></p> <p><u>(5)別途当社が定める商品および商材に係る取引</u></p> <p>2. 当社は <u>nanaco</u> 電子マネー取引または当該取引に係る決済端末から当社に移転された <u>nanaco</u> 電子マネーについて第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と認めた場合、調査が完了するまで当該取引に係る電子マネー取引精算金の支払いを留保することができるものとし、当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるもの</u>とします。</p>
<p><u>第 1 0 条 (nanaco 取引後の取扱)</u></p> <p>包括代理人および店子は、<u>nanaco</u> 取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、会員に対して当該 <u>nanaco</u> 取引にかかる <u>nanaco</u> 取引金額相当額を現金で払い戻しを行うものとします。この場合であっても包括代理人および店子は当社に対して連帯して<u>第 1 5 条</u>に基づく手数料を支払うものとします。</p>	<p><u>第 9 条 (nanaco 取引後の取扱)</u></p> <p>包括代理人および店子は、<u>nanaco</u> 取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、会員に対して当該 <u>nanaco</u> 取引にかかる <u>nanaco</u> 取引金額相当額を現金で払い戻しを行うものとします。この場合であっても包括代理人および店子は当社に対して連帯して<u>第 1 4 条</u>に基づく手数料を支払うものとします。</p>
<p><u>第 1 1 条 (無効データの取得と nanaco の偽造・変造)</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 次に定める場合、包括代理人および店子は、可能な限り当該 <u>nanaco</u> カード等を保管のうえ、その旨直ちに当社に通知し、<u>当社の指示に従うもの</u>とします。この場合、包括代理人および店子は、<u>第 8 条</u>に定める <u>nanaco</u> 取引はできないものとします。</p>	<p><u>第 1 0 条 (無効データの取得と nanaco の偽造・変造)</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 次に定める場合、包括代理人および店子は、可能な限り当該 <u>nanaco</u> カード等を保管のうえ、その旨直ちに当社に通知し、<u>当社の指示に従うもの</u>とします。この場合、包括代理人および店子は、<u>第 7 条</u>に定める <u>nanaco</u> 取引はできないものとします。</p>
<p><u>第 1 2 条 (nanaco の使用中止等)</u></p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれ</p>	<p><u>第 1 1 条 (nanaco の使用中止等)</u></p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれ</p>

<p>かが生じた場合、当社が包括代理人および店子に予告することなく nanaco システムを使用中止または停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、<u>第8条</u>に定める nanaco 取引等、nanaco にかかわる一切の業務ができないものとします。</p>	<p>かが生じた場合、当社が包括代理人および店子に予告することなく nanaco システムを使用中止または停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、<u>第7条</u>に定める nanaco 取引等、nanaco にかかわる一切の業務ができないものとします。</p>
<p><u>第13条</u> (nanaco 取引金額の確定) 1. 包括代理人および店子と当社の間での nanaco 取引金額は、包括代理人および店子が nanaco 端末を使用し、<u>第16条</u>の場合を除き、当社の定める通信手段・手順等により、nanaco 取引金額のデータを nanaco 端末から当社の指定する情報処理センターへ移転させた時点で、確定するものとします。</p>	<p><u>第12条</u> (nanaco 取引金額の確定) 1. 包括代理人および店子と当社の間での nanaco 取引金額は、包括代理人および店子が nanaco 端末を使用し、<u>第15条</u>の場合を除き、当社の定める通信手段・手順等により、nanaco 取引金額のデータを nanaco 端末から当社の指定する情報処理センターへ移転させた時点で、確定するものとします。</p>
<p><u>第14条</u> (nanaco 取引金額の支払)</p>	<p><u>第13条</u> (nanaco 取引金額の支払)</p>
<p><u>第15条</u> (手数料の支払い)</p>	<p><u>第14条</u> (手数料の支払い)</p>
<p><u>第16条</u> (nanaco 取引金額の支払の取消し) 1. (略) (3)<u>第13条</u>に基づく移転が nanaco 取引の行われた日から 90 日以上経過して行われた場合、または行わなかった場合 (略) (5)<u>第4条</u>第8項の会員との紛議が解決されない場合</p>	<p><u>第15条</u> (nanaco 取引金額の支払の取消し) 1. (略) (3)<u>第12条</u>に基づく移転が nanaco 取引の行われた日から 90 日以上経過して行われた場合、または行わなかった場合 (略) (5)<u>第3条</u>第8項の会員との紛議が解決されない場合</p>
<p><u>第17条</u> (本規約の終了)</p>	<p><u>第16条</u> (本規約の終了)</p>
<p><u>第18条</u> (契約終了後の手続)</p>	<p><u>第17条</u> (契約終了後の手続)</p>
<p><u>第19条</u> (有効期間・解約) 本規約の有効期間は本規約締結の日から <u>1 年間</u>とします。但し、<u>期間満了の3ヶ月前</u>までに書面による特段の申し入れがない限り、本規約の有効期間は、1年更新されるものとし、以後の期間満了においても同様</p>	<p><u>第18条</u> (契約期間) 本規約の期間満了の3ヶ月前までに書面による特段の申し入れがない限り、本規約期間は、1年更新されるものとし、以後の期間満了においても同様とするものとします。</p>

<p>とするものとします。但し、<u>包括代理人及び店子が1年以上継続してnanaco取引を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人及び店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第23条第3項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は包括代理人及び店子に予告することなく本規約を解約できるものとします。</u></p>	
<p>第20条（情報の提供）</p>	<p>第19条（情報の提供）</p>
<p>第21条（情報漏えいリスク）</p>	<p>第20条（情報漏えいリスク）</p>
<p>第22条（反社会的勢力の排除）</p>	<p>第21条（反社会的勢力の排除）</p>
<p>第23条（届出事項等） （略） 4. <u>加盟店が第3条第1項（6）及び第22条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</u></p>	<p>第22条（届出事項等） （略）</p>
<p>第24条（包括代理人および店子に対する調査等）</p>	<p>第23条（包括代理人および店子に対する調査等）</p>
<p>第25条（本規約の変更）</p>	<p>第24条（本規約の変更）</p>
<p>第26条（協議事項および準用規定）</p>	<p>第25条（協議事項および準用規定）</p>
<p>第27条（準拠法・裁判管轄）</p>	<p>第26条（準拠法・裁判管轄）</p>